

会議の名称	平成30年度 第1回 門真市児童福祉審議会
開催日時	平成30年7月9日(月) 午後2時から午後3時まで
開催場所	門真市役所本館2階 第7会議室
出席者	合田委員長、須河内副委員長、森本委員、五十野委員、事務局
議題 (内容)	(1) 会議の公開・非公開について (2) 小規模保育事業の認可について
傍聴定員	非公開
担当部署 (事務局)	(担当課名) こども政策課政策グループ (電話) 06-6902-6095 (直通)

#### 発言内容

発言者	発言
事務局 (補佐)	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第1回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、委員4名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>道幸委員はご都合がつかずご欠席をお伺いしております。また、吉兼委員につきましては、本日認可の適否をご審議いただく「柳町園ブリスガーデン」の設置主体である「社会福祉法人 小百合苑」の理事を務めていらっしゃるため、委員ご本人より本日の会議への出席辞退のお申し出をいただいております。</p> <p>続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p><b>【資料】</b></p> <p>資料1 諮問書(写)</p> <p>資料2-1 設置認可申請小規模事業所の概要 (柳町園ブリスガーデン)</p> <p>資料2-2 柳町園ブリスガーデン 周辺地図</p> <p>資料2-3 柳町園ブリスガーデン 平面図</p> <p>資料2-4 柳町園ブリスガーデン 園庭代替地までの経路</p> <p>資料2-5 柳町園ブリスガーデン 全体的な計画</p> <p>柳町園ブリスガーデン 認可申請書及び添付書類</p>

	<p><b>【参考資料】</b></p> <p>参考資料 1 門真市児童福祉審議会委員名簿</p> <p>参考資料 2 地域型保育事業の類型について</p> <p>参考資料 3 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】</p> <p>参考資料 4 家庭的保育事業等の認可等について（通知）</p> <p>参考資料 5 児童福祉法（抄）</p> <p>なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>今回の審議会における諮問についてですが、今回、認可申請のあった小規模保育事業所 1 件について、本市から当審議会に対し、認可の適否について諮問させていただきます。諮問書につきましては、資料 1 として配布させていただきますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、これ以降の議事進行については委員長をお願いしたいと思います。委員長、よろしくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、私の方で議事次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず、「議題 1 会議の公開・非公開について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>それでは、「議題 1 会議の公開・非公開について」、事務局より説明させていただきます。</p> <p>昨年度の会議でもご説明させていただきましたとおり、門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を委員会の長が、会議に諮って決定することとなっております。</p> <p>本会議につきましては、平成 28 年度に実施した第 1 回児童福祉審議会の際に、原則の考え方どおり「公開」とし、公開することにより事業者の不利益が生じる可能性がある場合のみ、非公開とすることと決定しております。前回平成 29 年度第 1 回の会議では、詳細な情報を基に認可についての審議を行っていただけるよう、個人の履歴や財産等に関する資料を事業者から徴取しており、審議内容も資料の内容に関わってくるため門真市情報公開条例第 6 条第 2 号に定める法人等に関する不開示情報、つまり開示することにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるものが含まれるため、非公開とすることと決定いたしました。</p> <p>今回の会議につきましても、審議のために前回と同程度の資料を徴取しておりますので、非公開とするのが妥当であると考えております。会議録についま</p>

	<p>しても、前回と同様、各事業所の認可の適否についての審議部分になるとおもわれますが、不開示情報に該当する部分を削除して公表いたしたいと考えております。</p> <p>また、詳細な情報に基づく審議を行うようになったことに鑑みまして、今後の児童福祉審議会におきましても、同様の認可に関する審議につきましては、「非公開」、会議録については「不開示情報に該当する部分を削除して公表」とすることについて合わせてご審議願います。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より、本会議で認可の審議を行う場合に非公開とすることについて提案がありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。それでは異議なしということですので、認可にかかる審議は非公開としまして、議事録は該当部分を削除して公開するというように決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、「議題2 小規模保育事業所の認可について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>それでは、「議題2 小規模保育事業の認可について」ご説明いたします。先ほど諮問書をご確認いただきましたとおり、平成30年8月1日開所予定として認可申請のあった小規模保育事業所「柳町園ブリスガーデン」について、本市で認可を行うにあたり、認可の適否について当審議会に対して意見を求めるものです。</p> <p>小規模保育事業、及びその認可基準について、昨年度の会議でもご説明させていただいておりますので簡潔に再度ご説明いたします。</p> <p><b>参考資料2</b>「地域型保育事業の種類」をご覧ください。</p> <p>平成27年度より開始しました「子ども・子育て支援新制度」において、待機児童の多い0歳児から2歳児の子どもを預かる小規模な事業所として新たに設けられたものが地域型保育事業です。</p> <p>地域型保育事業のうち、今回ご審議いただく事業所につきましては、参考資料2の②、定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する小規模保育事業で、保育所の分園に近い類型であるA型となっております。</p> <p>小規模保育事業所を実施するためには、</p> <p><b>参考資料3</b>門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】、</p> <p><b>参考資料4</b>「家庭的保育事業等の認可等について」</p> <p><b>参考資料5</b>児童福祉法第34条の15第3項第4号</p> <p>これらのすべての規程の基準を満たしているかを判断することとなります</p>

が、それぞれの規程の詳細な項目については、全てを審議会でご確認いただくことは難しいため、認可申請書類等から事務局で確認を行っております。

現段階では、施設が整備中でありますので図面上での確認となっておりますが、今後確定次第、認可基準を満たしているか再度事務局で現地確認を行います。

また、認可後につきましても、1年に1回、市が実地検査を行うこととなっております。運営面や会計処理等について、適切に行われているかを確認していくこととなっております。

小規模保育事業、及び認可基準については以上です。

引き続き、今回ご審議いただきます「柳町園ブリスガーデン」の概要についてご説明させていただきます。

資料 2-1～2-5 をご覧ください。資料 2-1 は事業所の認可申請の資料から、概要をまとめております。

右端の欄に、先ほどご説明させていただきました条例等に定めのある認可の基準、中央の欄に、この基準を適用した際に当該事業所が満たすべき面積や人数、左側の欄に実際の当該事業所の概要を記載しておりますので、見比べながらご覧ください。

設置主体は「社会福祉法人 小百合苑」です。本市において古川園、柳町園の2園の認定こども園を運営されています。それぞれ平成 28 年度、平成 27 年度より認定こども園に移行されていますが、前身の保育所は昭和 24 年と平成 21 年の開園であり、長年本市で児童福祉事業を運営されております。また、本市より放課後児童クラブの委託も行っております。

新設の小規模保育事業所の所在地は、門真市幸福町 4-22 ヨシカネ第 1 ビルの 3 階で、周辺地図は資料 2-2 のとおりです。認可定員は 0 歳児、1 歳児、2 歳児がそれぞれ 4 人ずつの合計 12 名です。

施設の概要としましては、複数のテナントが入っている古川橋駅前の鉄筋コンクリート造りの 6 階建てビルの 3 階部分の一部を借り上げ、資料 2-3 の平面図のとおり、保育室、調理室、沐浴スペース・トイレ、職員室兼医務室等を設置予定です。図面右側の玄関を出たところがそのまま屋外階段に直結しています。図面左側の出口が屋内に繋がっており、見切れていますがすぐ近くに屋内階段があります。

保育室等の面積については、記載のとおり各室とも基準の面積を満たしております。屋外遊戯場につきましては、幸福町東公園を屋外遊戯場として活用されます。公園までの経路は資料 2-4 のとおりで事業所からの移動に際しては車通りの少ない商店街の中を通るということです。

また、職員数につきましては、定員に対して、基準上保育士 4 名以上、調理員、嘱託医の配置が必要ですが、給食調理については業務委託をされて委託業

	<p>者の方が園内で調理をされるため、調理員の配置は不要です。保育士等は職員数の欄に記載のとおり、基準を満たす職員を配置予定とされています。管理者の方は昭和63年から古川園と柳町園で勤務されており、現在柳町園の主幹保育教諭をされている経験豊富な方を予定されています。</p> <p>開所時間は午前7時30分～午後6時30分の11時間です。</p> <p>連携施設につきましては、同一法人が運営されている認定こども園柳町園です。土曜日は利用者が少ないことが予想されるため柳町園での共同保育の予定とされています。</p> <p>資料2-5のとおり、保育の「全体的な計画」を策定されています。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の方から、認可基準及び施設の概要について説明がありました。</p> <p>こちらの施設の認可の適否につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>なにかご意見またはご質問がありましたら、よろしくお願いたします。</p>
	<p><b>「柳町園ブリスガーデン」に対する審議</b></p>
委員長	<p>でしたら他、いかがでしょうか。では皆様よろしいでしょうか。</p> <p>皆様、ご意見ありがとうございました。</p> <p>当審議会といたしましては、諮問があったただいまの小規模保育事業所「柳町園ブリスガーデン」について、認可の適否について門真市に対して答申を行う必要がございますが、委員から頂戴しましたご意見等については、事務局から事業者にお伝えいただくこととしたうえで、この事業所について「認可相当である」、としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議がないということで本審議会としましては、今回審議に上がっております全ての事業所について「認可相当である」という答申をいたしますが、事務局は、事業者に対し委員のご意見をお伝えいただき、よりよい運営に向けての指導・監督を行ってください。</p> <p>委員の皆様の机に置かせていただいております答申書(案)をご参照願います。今回の審議をふまえて、認可相当として、下の点線部分の「認可に相当すると認められない」とする部分は削除しまして当審議会からの答申書としたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし

<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。それではそのように答申を行わせていただきます。それでは、議題2「小規模保育事業所の認可について」は以上で終了します。</p> <p>こちらで本日審議予定の議題はすべて終了となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしましたので、事務局から次回の予定についてよろしくお祈いします。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>次回審議会につきましては、既にお伝えしておりますとおり、来月8月8日午後2時より、門真市役所本館4階第9会議室において、新設の小規模保育施設の認可についてご審議いただく予定としております。</p> <p>本日お集まりの委員の皆様につきましては、机に次回開催通知を置かせていただいておりますのでご確認願います。</p> <p>お忙しいところ恐縮ですが、何卒ご参集のほどよろしくお祈いいたします。</p> <p>また、本日の資料につきまして、ファイルに綴じてあります認可申請の資料につきましては、個人情報等が含まれますので、机に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、「平成30年度第1回門真市児童福祉審議会」を閉会いたします。</p> <p>皆様ありがとうございました。</p>